

令和8年度与謝野町人権教育推進事業仕様書

1. 業務名：与謝野町人権教育推進事業「人権問題を考えるつどい（講演会）」
2. 業務目的
生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、LGBTQ等に関するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、与謝野町民に学習機会を提供することを目的とする。
3. 契約期間
契約締結日の翌日から令和9年2月28日（日）まで
4. 委託業務内容
 - 1) 概要
与謝野町民を対象とした、コンピューター（インターネットやAI等）と人権に関する単発講座の講師派遣
 - 2) 開催回数・形態等
1回完結型（2時間程度）の講座
 - 3) 受講料
受講料は徴収しない

【講座準備等】

 - ・講師等との連絡、調整、必要に応じ交通手段、宿泊先等の手配。
5. 業務実施上の条件
 - (1) 実施体制
 - ①本町と調整したスケジュールで実施すること。
 - ②業務の推進にあたっては、本町と緊密な連携をとること。
 - (2) 守秘義務
受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
 - (3) 立入検査等
本町は、事業の執行の適正を期するために必要があると判断したときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類及びその他の物件を検査し、若

しくは関係者に質問を行う場合がある。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の措置を講じるものとする。

(5) 賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(6) その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。